

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	15 空家等対策の推進に関する特別措置法第15条（財政上の措置及び税制上の措置等）における財政措置の拡充等について		
提案市	飯田市		
提案要旨	<p>所有者、管理者が不在（相続人がいない、所有者の所在が不明）の空き家が放置され「特定空家等」となり略式代執行による解体を実施した場合、代執行経費の回収は困難である。特別措置法第15条による支援の1つとして空き家の略式代執行経費について国の財政支援を要請するとともに、市町村では対応が困難な所有者のない空き家について、国が直接対応するよう要請する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者、管理者が不在の空き家が放置され傷みが進み、特定空家となった時、市町村で略式代執行による除却を行うこととなるが、所有者がいないことから代執行経費の回収は困難である。空き家の略式代執行経費について国の財政支援を要請する。 ・市町村では対応が困難な所有者のない空き家について、民法第239条2項「所有者のない不動産は国庫に帰属する」を積極的に活用し国が直接対応するよう要請する。 		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では約2千件の空き家を把握しているが、相続人不存在、管理人不存在の空き家について、その実態の詳細な把握までには予算、人員、高い専門性を要するなど、対応が困難な状況にある。 ・空き家が特定空家となった場合、法の枠組みでは、所有者による措置がされない限り代執行を行う。相続人不存在、管理人不存在の空き家については財産管理人の選任、略式代執行ができるが、市費投入は避けられない。特に、大規模な建物が特定空家となった場合には、多額の解体費が見込まれる。 		
法令関係	空家等対策の推進に関する特別措置法		